

大正区地域包括支援センター運営協議会での議事要旨

開催年月日： 令和3年3月3日（水）

項 目	議事要旨
<p>1.地域ケア会議の まとめに対する評 価について ○認知症及び認知 機能低下のある高 齢者への支援につ いて</p>	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期診断後のサービスの充実とはどういうことか？認知症であっても生活に困っていないから支援を拒否する場合がある。介護保険は申請・認定・契約という枠組みがあるため介入が難しい。医療保険サービスは医師の指示があれば介入できるので、主治医が必要と言えば医療職の介入はできる。医療保険サービスがスムーズに活用できないか？と思う。 ・介護保険サービスは費用が発生するので、認知症のケースを発見しても本人が困っていない場合は費用徴収の発生するサービス利用は難しい。例えば早期対応するためには、認知症診断後当初は費用負担のかからない医療職の派遣などフォーマルな制度であればサービスの充実につながると思う。
<p>1. 地域ケア会議の まとめに対する評 価について ○権利擁護につい て</p>	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の意向に沿った権利擁護支援体制の構築とはどのようなものか？ ・成年後見をすすめる身近な相談窓口を区に作ってもらえるならばありがたい。あんしんさぼーとのように、ケアマネや関係者が「この人、後見が必要です」と申し出すれば、その窓口が適切に動いてくれるなど成年後見制度をすすめる時に、後見センターのようなものを区に作ることも必要だと思う。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター・ブランチの機能として、権利擁護支援がある。身近な成年後見の相談窓口として活用頂いている。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括だけでは、マンパワーが足りない。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見の申し立ては増えているのか？ <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大正区における市長申し立ては、平成30年度は6件、令和元年度は14件、令和3年2月末現在で、13件（障がい・高齢合わせて）である。

<p>1. 自立支援型ケアマネジメント検討会について</p>	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の介護予防に対する意識改革が必要とあるが、もっと大規模に、気軽に運動できるような社会資源を作してほしい。 ・健康づくりについて市をあげて区をあげて発信してほしい。 ・ケアマネでは、口腔ケアや介護予防など専門職がおこなうことはできない。専門職を大阪市や包括が採用して、軽度の方への援助ができる体制ができないかと思う。
<p>2 その他 1) 地域包括ケアのあり方・地域福祉の単位について</p>	<p>P12 および、別紙「大正区地域支援システム」について事務局から説明</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区福祉委員会とは、地域まちづくり実行委員会もそこに入るのか？ <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに構成する団体は違ってくると思う。大正区社会福祉協議会が実施している「地域支援会議」と地域包括支援センターが実施している「地域ケア会議」をまずは一緒にできたらと思う。そこから各種団体も入ってもらえたらと思う。 ・将来的には、地域内の事業所も入っていただければと思う。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰が招集するのか？ <ul style="list-style-type: none"> ・既存の会議をひっつけただけになる。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題を話し合う会議が複数であるため、大阪市の委託事業である地域包括支援センターと大正区社会福祉協議会が連携することにより、会議に参加する地域団体の方の負担も軽減される。 <p>(委員)</p> <p>このシステムは大正区だけなのか？</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度に改定する大正区地域福祉ビジョンでお示しした考え方であるが、他の区も各種地域課題を独自にとらえて、取り組んでいると思う。 ・引き続き来年度以降も議論していきたい。 ・地域支援システムの運営における責任は行政にある。 ・区役所が責任をもって大正区社会福祉協議会と連携して地域支援システムの構築を進めていく。
<p>2 その他 2) 大正区地域包括支援センターの名称変更について</p>	<p>事務局より、事前送付した2回目の地域包括支援センター運営協議会におけるQA⑨「今後の方針」について説明。</p>